

資料 6

宮代町手数料条例の一部改正について

令和 8 年 2 月 12 日 住民課

コンビニ交付によって発行できる証明書の拡充とマイナンバーカードの高い普及率を受けて、コンビニ交付を多くの町民の方々に利用していただけるよう、コンビニ交付による発行手数料の改正を行い、利用のきっかけと町のデジタル活用による住民サービスの推進を図るもので

・改正内容

令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間は全ての手数料を一部 10 円とします

令和 9 年 4 月 1 日からは、窓口手数料のから 100 円を引いた金額とします

→住民票・印鑑証明書・戸籍附票：300 円を 200 円に 戸籍謄本：450 円を 350 円に

1. 町の現状

・コンビニ交付の開始年月等

令和元年 2 月 1 日 住民票及び印鑑証明書

令和 7 年 3 月 26 日 戸籍証明及び戸籍附票

→住民課所管のすべての証明書がコンビニ発行可能となりました。

・コンビニ交付利用率の推移（住民票・印鑑証明のみ）

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	R7.12 時点
総件数	25,852	24,829	23,986	22,004	16,657	10,889
コンビニ	1,193	1,892	3,043	4,706	5,395	4,237
利用率 (%)	4.6%	7.6%	12.6%	21.3%	32.3%	38.9%

2. 県内の状況（減額実施自治体の実施状況等）

県内のコンビニ交付導入状況は東秩父村を除く全団体が導入済み、その内、窓口の手数料から減額を行っている団体は 17 団体。

●50 円の減額を行っている団体 4 団体

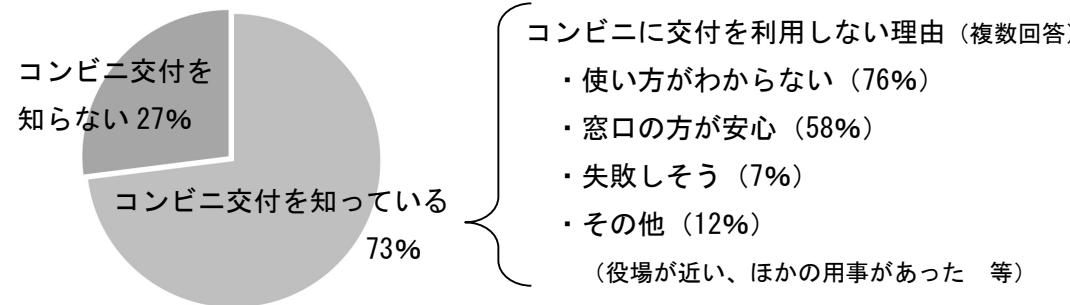
●100 円の減額を行っている団体 7 団体

●窓口の半額としている団体 3 団体

●期間限定で減額をしている団体 3 団体

3. 町民アンケート

窓口に住民票・印鑑証明の申請をされた方に、コンビニ交付の認識の有無、コンビニ交付を利用しない理由について聞き取り調査を行いました。（令和 7 年 11 月実施、100 人に調査）



4. 目指したい方向性～いかない窓口による利便性の向上～

「いつでも」「役場に来なくても」証明書の発行を可能とする = 「いかない窓口」

・マイナンバーカードの利用普及を目指して

・デジタル技術を活用する心理的ハードルを引き下げるきっかけづくりとして

→ 利用案内などの広報とコンビニ交付による証明書発行手数料の引き下げを行います。